

休 隊 届

スカウトの入団、退団、休隊に関する取扱い（細則）より抜粋

この取扱いは、団規約第7条第1項第6号に規定する団内のすべてのスカウトの入退団を管理する上で、入団に関する手続き、退団に関する手続き及び隊活動を休隊する場合の手続について定めたものである。

- 5 団は中途退団の抑止を考慮し、やむを得ず隊活動に参加できない期間があるスカウトに対し、休隊を許可する。
- 6 スカウトの休隊に関する手続き及び休隊中の諸経費について、以下のように定める。
 - (1) ローバースカウトを除き、休隊を希望するスカウトは、所属隊の隊長と話し合いの上、所属隊の隊長へ休隊届を提出する。なお、休隊期間は1年間を限度とする。
 - (2) 所属隊の隊長は団会議において休隊するスカウトを報告し、団委員長へ休隊届を提出する。なお、休隊する理由については「セーフ フロム ハーム」を遵守し、個人情報に関わる詳細な内容までは求めない。
 - (3) 団委員長は、団委員会において休隊するスカウトの報告をする。休隊理由については、6-(2)に準ずる。
 - (4) 休隊期間中の諸経費は、休隊届提出の翌月からとし、以下に定める。
 - ① 一家庭内において、団に所属するスカウトが入金している場合を除く育成会費
 - ② 団費、隊費の半額
 - ③ その他、団及び隊から要請のある費用

所属隊隊長との話し合いの結果、以下の理由により休隊いたします。

休隊の期間

年 月から 年 月まで ヶ月間

休隊の理由

休隊の確認

年 月 日

隊 スカウト署名

保護者署名

休隊期間中の諸経費

年 月 日

隊会計の確認

印

隊長の承認

◇隊長は承認欄に署名し、団委員長へ提出する。